

学校における
薬物乱用緊急対応マニュアル
(改訂版)

平成29年3月
沖縄県教育委員会

はじめに

近年、青少年における大麻や「合法ハーブ」等と称して販売されている「危険ドラッグ」が蔓延し、これを使用したものが二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が全国的に発生しており、深刻な社会問題となっています。

県内においては、危険ドラッグ販売店舗が24店舗(H24時点)存在していましたが、沖縄県警察本部、九州厚生局沖縄麻薬取締支所等、沖縄県保健医療部等による取締強化の結果、平成26年12月に危険ドラッグ販売店舗はゼロとなりました。

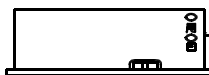
しかし、平成28年に高校生による大麻所持事件が発生したことを受け、「大麻等薬物乱用防止に係る指導の徹底について」を各学校へ通知するとともに、各学校においては、「薬物乱用防止教室」を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図ってきたところです。

また、特別な指導を要する児童生徒に対しては、相談しやすい環境作りや、個別指導を行うなど適切な対応を行うほか、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないために、「ネット被害防止ガイドライン(改訂版)」を活用した規範意識、危険回避能力及び情報モラルの育成等、指導の強化を図っているところです。

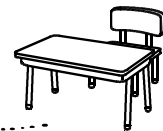
スマートフォン等インターネットの普及により、大麻・危険ドラッグ等の薬物が安易に入手できる状況があることから、児童生徒の身近に危険が迫っていることを深刻に受け止めなければなりません。学校での薬物乱用問題、児童生徒等から身近な薬物乱用者についての相談など、多様な対応が求められています。

本マニュアルの活用のしかた

こうした事態に備えて、



- ① 薬物乱用現場での教育及び教員組織の対応、生徒や保護者からの相談対応
- ② 相談機関及び相談に際しての注意点
- ③ 相談機関委託後の生徒の措置 など



について掲載してあります。

本マニュアルを参考に、学校における薬物乱用についての緊急的な対応について、児童生徒の安全確保や学校の安全管理に係る対策をお願いします。

あわせて、当該児童生徒の治療及び人権などのアフターケアにつきましても適切な配慮をお願いします。

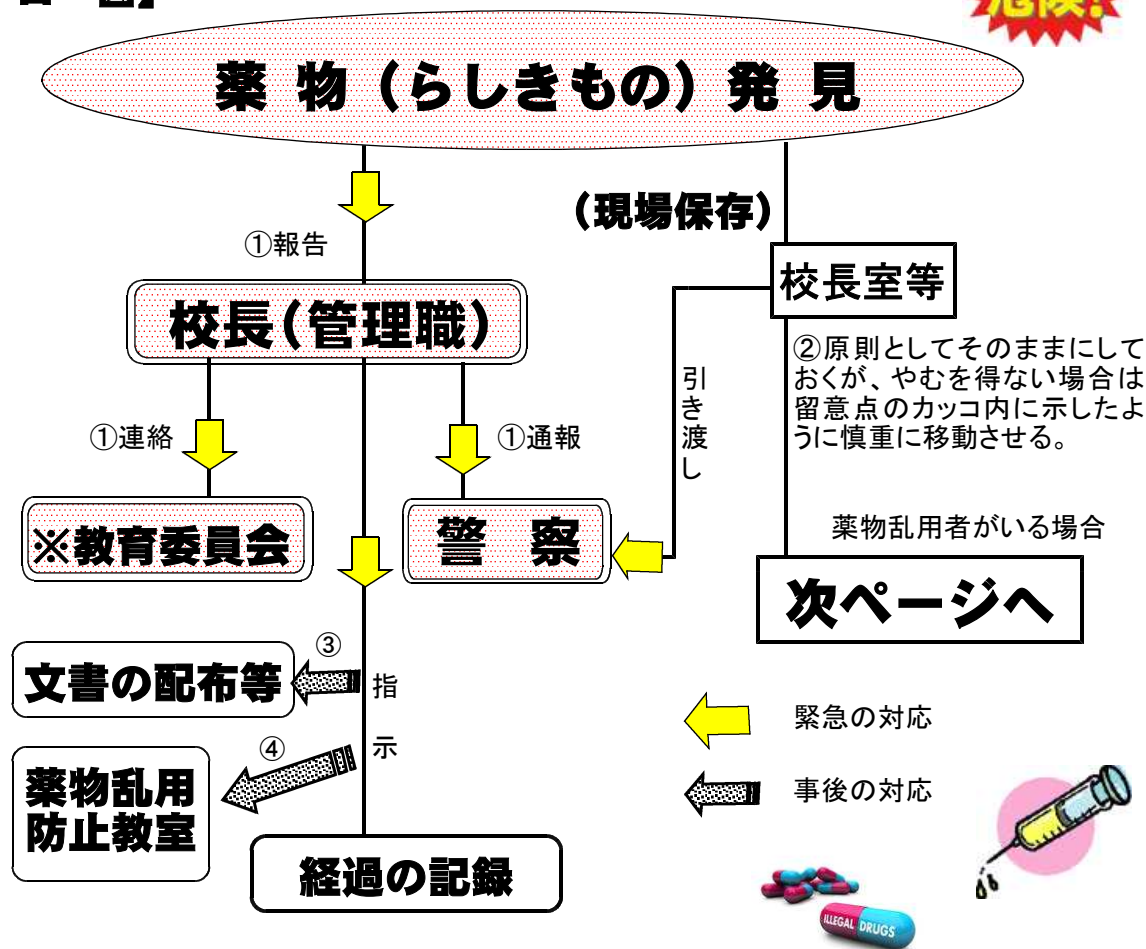
目 次

1. 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応	1
2. 学校内で薬物乱用者等を発見した場合の対応【初期対応】	2
【2次対応】(薬物乱用者が児童生徒の場合)	3
3. 児童生徒や保護者等から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応	
【児童生徒からの相談】	4
【保護者からの相談】	5
4. 立ち直りのための相談機関	6
参考事項(進行過程・治療方法)	7
5. 学校と警察との連携	8
6. 少年事件手続きの流れ【概要】	8
7. 薬物の種類、症状と取締法令	9
8. 相談機関一覧・地区の相談機関	10
<参考>県立学校生徒指導の手引きより(関係機関)	11
9. 薬物乱用の兆候、サイン	12
【資料偏】	
【.主な相談事例】	13
【医薬品の乱用について】	14
【《参考コラム》大麻について】	15
【マニュアル・パンフレット等紹介】	16
【啓発ポスター】	17
【関連サイト・参考文献】	18

巻末 作成編集委員名

1. 学校内で薬物あるいは薬物らしきものを発見した場合の対応

【フロー図】



※市町村立の学校においては当該市町村教育委員会へ、県立学校においては県立学校教育課及び保健体育課へ連絡する。
 なお、県立中学校においては義務教育課及び保健体育課へ連絡する。



【留意点】

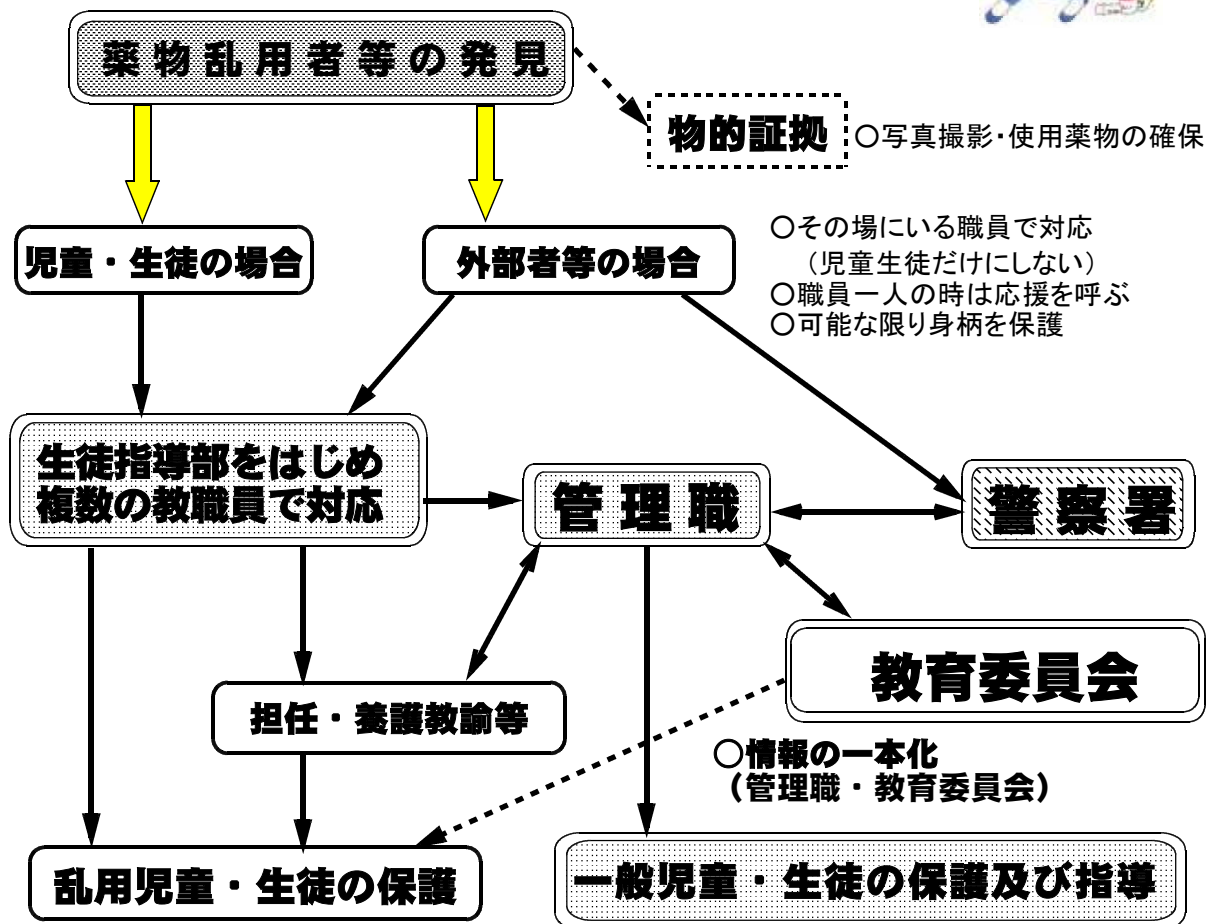
- ① ただちに管理職に報告し、管理職は警察に通報する。
- ② 薬物らしきものの取り扱いについては、手を触れず、そのままにしておく。
 (やむを得ず動かす場合は「警察の指示」を受け、校長室等の児童生徒が触れることがない場所に移動させる。その際、直接手で触れないよう注意する。移動後は有害物質の拡散を防止するため、透明なビニール袋等に入れて複数の目で監視し、手を触れずに警察の到着を待つ。到着次第引き渡す。)
 - 発見者・発見状況(写真撮影等)・通報時刻等の情報をできるだけ詳細に記録する。
 - 校長(管理職)は教育委員会に一報する。
 - 警察到着後は警察の指示に従い、必要に応じて関係機関と連携を図る。
- ③ 児童生徒や保護者の不安が予想されるような場合は、不安を払拭するため、保護者宛に文書を作成して配付するなどの対応を協議し、速やかに実施する。
- ④ できるだけ速やかに全校児童生徒に対し、改めて薬物乱用防止のための指導を実施する。

2. 学校内で薬物乱用者等を発見した場合の対応

ここでいう「薬物乱用者らしきもの」とは、薬物使用者、薬物所持者、薬物売買者等をいう。



【初期対応】



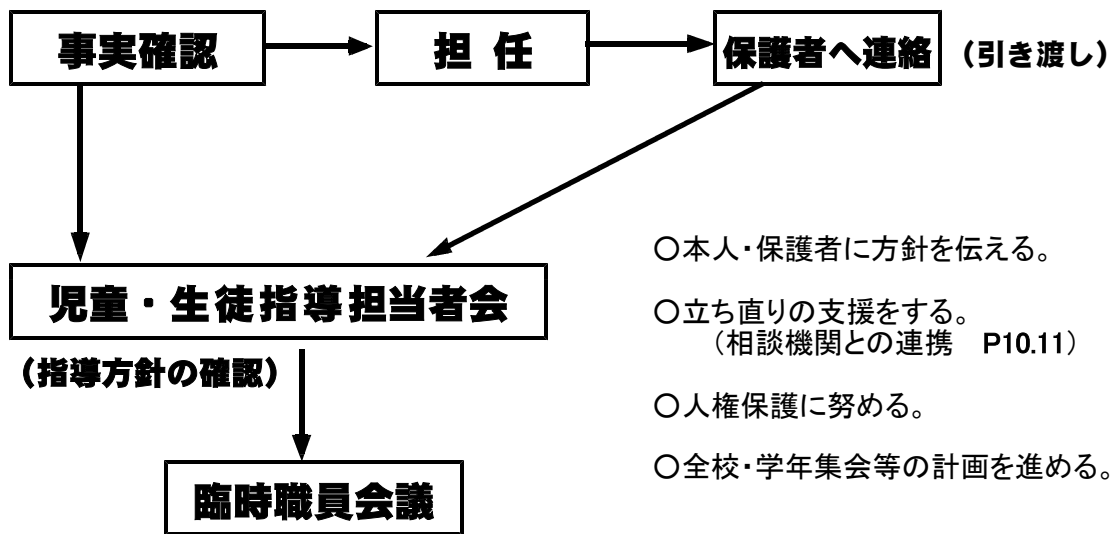
【留意点】

- ① 他の児童生徒と隔離する。(同席の児童生徒は別に事実確認を行う)
- ② 状況により救急車を要請する。(救急車はサイレンなしで)
- ③ 意識がない場合は吐物による窒息に注意する。
- ④ 安易に動かさない。本人が動ける場合は別室に入れる。

【職員の対応】

- ① 他の児童生徒の生命身体の保護及び安全確保を第一とする。
- ② 学校の対応マニュアルに沿って、救急車を要請する。
- ③ 基本的には管理職もしくは児童生徒指導担当教諭の指示で行動する。
- ④ 必ず複数で行動し、単独行動はさける。
- ⑤ 次の指示があるまでは、その場を離れない。
- ⑥ 報道対応も考慮する。

【 2 次 対 応 】 (薬物乱用者が児童生徒の場合)



○全体で状況を確認し、管理職が解散を宣言するまでは学校に待機する。

【補足事項】

- 薬物事犯については、薬物の所持・使用が全て違法であり、事件であるので、原則として警察に連絡をとる。
- 学校外で乱用行為を発見した場合にも、児童生徒の心身への重大な影響及び違法な流通からの保護等の観点から、直ちに管理職、家庭、警察、学校医、学校薬剤師等関係機関に連絡し、適切な対応を図る。
- 児童生徒の人権及びプライバシーに十分な配慮をする必要がある。



3. 児童生徒や保護者等から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応

児童生徒から薬物乱用について相談があった場合には、薬物乱用が児童生徒の心身への重大な影響をもたらし、学業不振や非行など多くの問題が付随することに注意する必要がある。

また、薬物乱用は犯罪行為であり、周辺に暴力団や素行不良者が関与している場合が多く、早期の保護が大切である。薬物乱用が疑われる児童生徒に対しては、次の点に注意して、緊急かつ誠実な対応をする必要がある。



【対応する際の留意事項】

- ① 児童生徒からの話を粘り強く聞き、受容的な態度で対応する。
- ② 学校(教職員)だけで内部的に解決しようとせず、関係機関との連携を図る。
- ③ 児童生徒に関係機関における措置等が行われた後は、学校としての特別指導を講じるかどうかは、教育的見地に立ち、個々の児童生徒の状況をふまえて判断すべきであり、単なる制裁的な対応とならないように配慮するとともに学校として未然防止に向けた指導を継続的に行う。
- ④ 薬物乱用の事実が確認されなかった場合でも、人権に十分配慮した上で、児童生徒の行動を注意深く観察することが望まれる。また、当該児童生徒の薬物乱用について学校に相談があることを、その保護者に、知らせる必要があるかを検討する。

(1) 児童生徒から薬物乱用についての相談を受けたとき

ア 本人からの相談

- ① 薬物名、動機、使用した場所・時間(最終使用日)、一緒にいた人などの状況を聞く。また、事実確認の際には、カウンセリングルームなど別室を利用して複数の教職員で行う。
- ② 薬物乱用は、心身への重大な影響をもたらす、学業不振や非行などの問題が付随することを児童生徒に理解させ、本人・学校だけの力では解決できないことを伝え、保護者、警察、医療機関などと連携して対応する必要があることについて、本人の同意を得る。
- ③ 相談を受けた内容を、管理職、関係する教職員、養護教諭などで情報共有する。
- ④ 保護者と連絡をとり、面談等により児童生徒から聞いた結果を伝えるとともに、警察や医療機関などと連携する対応について同意を得る。
- ⑤ 児童生徒や保護者を関係機関につなげる仲立ちを務め、相談に行きやすい環境をつくる。(相談の時に伝えるべき内容については、P6参照)

イ 友人からの相談(地域からの相談)

相談を持ちかけた児童生徒や相談中に話題としてあがった児童生徒の人権に配慮する。

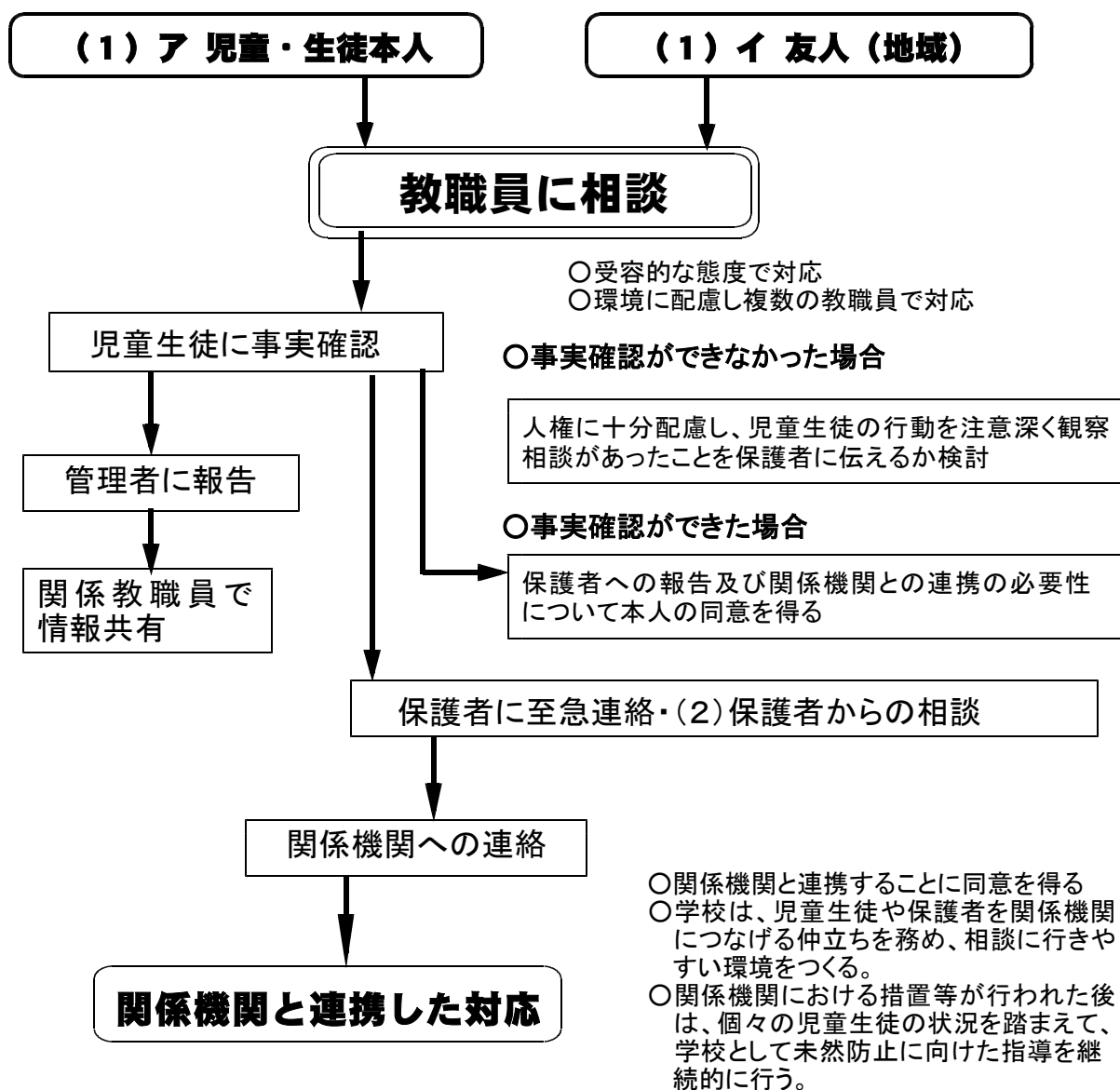
- ① 相談を持ちかけた児童生徒から、薬物使用の状況、使用していた児童生徒や関係する人物の氏名、使用していた日時・場所、可能なら使用薬物名などを聞く。
- ② 薬物乱用が疑われる児童生徒に対して慎重に事実確認を行い、状況に応じて保護者との面談を実施する。
- ③ 事実が確認された段階での対応は、アの対応に準ずる。

(2) 保護者から薬物乱用についての相談を受けた場合の対応



- ① 管理職に連絡を入れる。カウンセリングルームなど別室を利用して、複数の教職員で面談を行う。その際には、なるべく具体的に、薬物使用の状況、使用していた児童生徒、関係する人物の氏名、日時・場所、可能ならば使用薬物などを聞く。
- ② 学校や保護者だけでは解決ができない問題であること、外部機関との連携が必要であることを十分説明し、同意を得た上で関係機関への仲立ちをする。

【 フロー図 】



4. 立ち直りのための相談機関

【相談機関側の促え方】

相談には、医療的処遇、福祉的処遇の側面がある。

- ① 薬物乱用者の精神面、身体面の健康を蝕むもの
- ② 薬物乱用者の社会性を蝕むもの

以上2つの視点から薬物乱用を疾病として促え、相談を受けたり、治療(薬物を断つ動機付け、精神病症状に対する薬物療法、精神療法等)を行う。



(1) 相談機関

総合精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年サポートセンター、児童相談所、専門医療機関など

(2) 相談の前提となる事項

相談する場合、はっきりさせておかなければならないことは、薬物を乱用している児童生徒の治療への意志の問題である。これにより、相談、受診する機関が異なってくる。

ア 治療(断薬)の意志がある場合

病院などを受診。ただし、初期の乱用者(次ページ(4)参考事項の第1段階、第2段階に該当する者)で非行を伴っている場合は、児童相談所、県警少年サポートセンターに相談することも可能。

イ 治療(断薬)の意志なし又は治療の意志が定まらない場合

総合精神保健福祉センター、保健福祉事務所、保健所、県警少年サポートセンターに相談する。薬物を乱用している児童生徒に治療の意志がない場合には、治療ができないので当該児童生徒に治療の意志を持たせる必要がある。治療の意志を持たせるには、家族への対応が重要なので、家族を対象に援助助言を行うことになる。

ウ 暴力、精神疾患がある場合

薬物を乱用している児童生徒に暴力、精神症状があり、緊急性がある場合には、当該児童生徒の意志に関係なく、警察へ通報したり、医療保護入院を前提とした病院での受診が必要になる。

(3) 相談機関に伝えるべき事項

① 乱用薬物の種類

② 乱用者の対人関係、日常生活、学業問題、家族問題など。

③ どうしたいのか

・乱用者本人の治療(断薬)

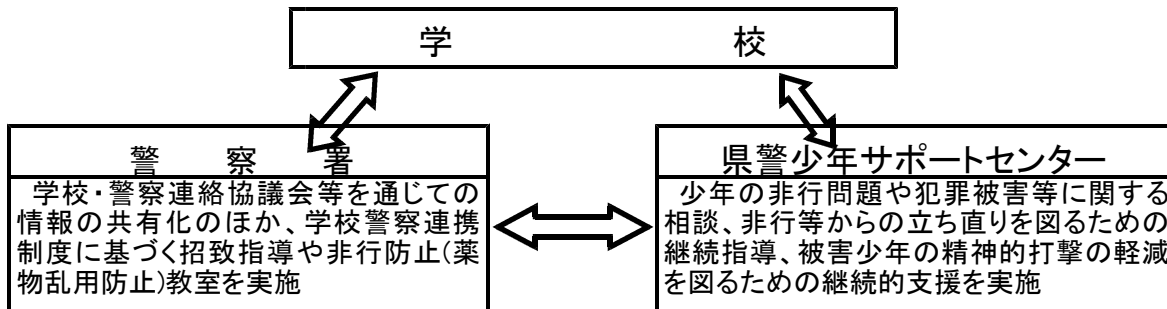
・家族の対応(治療の勧め、乱用仲間との決別の勧め、暴力被害からの退避)

(4) 参考事項

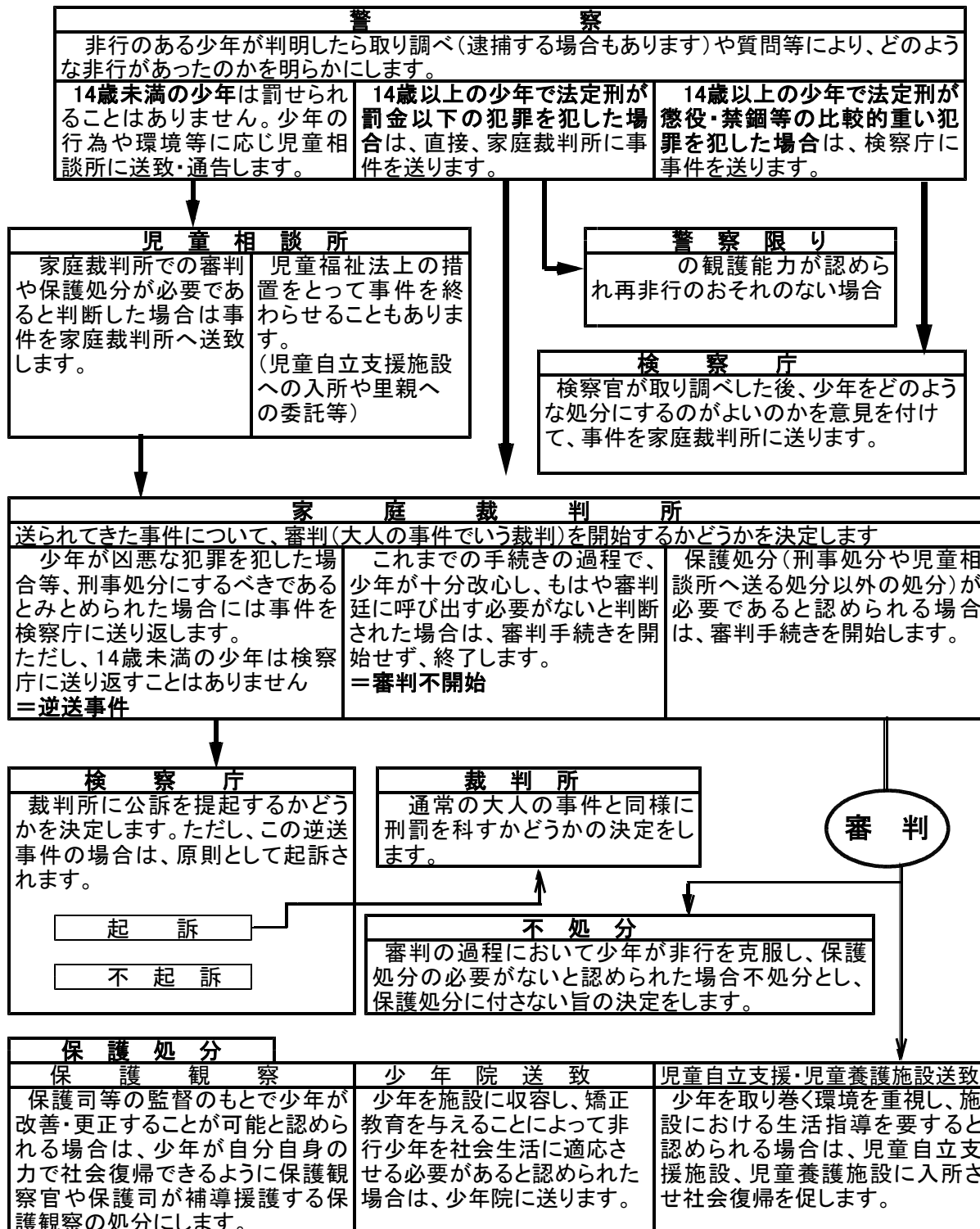
次のとおり、薬物を乱用している児童生徒の薬物依存の進行過程により、治療方法が異なるため、当該児童生徒がどの段階に該当するかについては、相談機関で判断することとなる。

進 行 過 程		治 療 方 法
段 階	特 徴	
第1段階 気分変化を覚える段階	<ul style="list-style-type: none"> ○友人からの勧め ○好奇心による試し ○集団使用 ○家族の気づきはない 	○依存症専門病院、精神科病院等で教育的治療。
第2段階 気分変化を求める段階	<ul style="list-style-type: none"> ○間隔を置いた定期的使用 ○集団使用、時々単独使用 ○服装等身なりの変化 	
第3段階 気分変化に夢中になる段階(依存の段階)	<ul style="list-style-type: none"> ○頻回の単独使用 ○家族との衝突 ○検挙補導、不登校、退学 	○精神病院や依存症専門病院での強制的措置も含めての精神科治療。 ○症状改善後も依存症専門病院などで継続的な治療を受けることが望ましい。 ○自助グループへの参加が有効な場合もある。
第4段階 薬物が切れると正常と感じられなくなる段階	<ul style="list-style-type: none"> ○連日の使用 ○1日中の使用 ○慢性中毒状況 ○身体的疲労 ○体重減少 ○記憶障害 ○フラッシュバックなどの精神症状 	

5. 学校と警察との連携



6. 少年事件手続きの流れ【概要】



学校における薬物乱用緊急対応マニュアル（改訂版）作成編集委員名簿

委員 長

平 良 朝 治 （教育庁保健体育課 課長）

委 員 ～大麻等薬物乱用防止教育ワーキングチーム～

宮 城 弘 之 （教育庁保健体育課 副参事）

城 間 敏 生 （教育庁保健体育課 健康体育班 班長）

又 吉 美奈子 （教育庁保健体育課 健康体育班 指導主事）

大 城 健 （教育庁県立学校教育課 高校教育改革班 班長）

川 満 一 彦 （教育庁県立学校教育課 高校教育改革班 指導主事）

比 嘉 政 輝 （教育庁義務教育課指導班 主幹）

城 間 勝 （教育庁生涯学習振興課 生涯学習班班長）

高 嶺 朝一郎 （教育庁生涯学習振興課 生涯学習班 社会教育主事）

編集協力者

屋 良 淳 教育庁県立学校教育課 主任指導主事(公安委員会併任)

前 濱 朋 子 沖縄県薬剤師会副会長 (学校薬剤師)

平成29年3月

編 集 沖 縄 県 教 育 委 員 会

〒900-8571

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

電話 098-866-2726

FAX 098-866-0472

